裁　決　書

審査請求人　[redacted]

同代理人　[redacted]

処分庁　仙台市太白福祉事務所長

審査請求人[redacted]が平成２８年３月７日付けで提起した生活保護法による一時扶助却下処分に係る審査請求について，次のとおり裁決する。

主　文

仙台市太白福祉事務所長が平成２８年１月８日付けＨ２７太保護第６３４号で審査請求人[redacted]に対してした一時扶助却下処分のうち，請求人が平成２０年４月１日以降に支払った保険料に係る部分は，これを取り消す。

理　由

第１　審査請求の趣旨及び理由

１　審査請求の趣旨

仙台市太白福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が，平成２８年１月８日付けＨ２７太保護第６３４号で審査請求人[redacted]（以下「請求人」という。）に対してした生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）による一時扶助却下処分（以下「本件処分」という。）について，申請遅れという理由での判断によるものに対し，平成２０年４月以降の保険料支払いについて，速やかに実施されたい。

２　審査請求の理由

請求人は，概ね次の理由により，本件処分は取り消されるべきと主張する。

(1)　請求人は，住宅の賃貸借契約更新の際に担当ケースワーカーに，[redacted]（以下「保険料」という。）分を出してもらえないかと相談しているが，詳しい説明は抜きに出すことはできないとの一点張りであった。

(2)　平成２０年３月３１日付け社援保発第０３３１００１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知（以下「改正通知」という。）で保険料の給付が可能と改正されたことは，請求人に対して担当ケースワーカーが説明する以外に請求人は知りうる手段がなく，これを請求人の責めに帰すことは許されない。

(3)　扶助費追支給の遡及は２か月程度が原則とされているが，処分庁に主な責任があることが明らかである本件の場合にこの原則を適用することは，制度の趣旨を逸脱する。

(4)　保険料の支払いは，契約更新に必要であることが明らかであるにもかかわらず，４回８年にわたって新しい制度について請求人に知らせることなく，申請人が請求しなかったことが悪いとする対応は市民感覚に合わず，社会正義に反する。

第２　認定事実及び判断

１　認定事実

関係資料によれば，次の事実が認められる。

(1)　請求人は，平成１１年１月１８日に，処分庁に対し生活保護（以下「保護」という。）の申

請をし，処分庁は同日からの保護を開始したこと。

(2) 請求人は，平成１７年４月２５日に処分庁に対して転居費用の相談を行い，当該費用の中には保険料（２年分）が含まれていたが，これについて処分庁は請求人の自己負担となることを説明したこと。

(3) 請求人は，平成１７年４月２５日付けで転居に係る費用の保護変更申請書（一時扶助）を提出し，処分庁は，保険料を除く敷金及び仲介手数料を認定し，支給したこと。

(4) 請求人は，平成１７年５月１日に現在の住居がある[redacted]に転居したこと。

(5) 平成１７年４月２６日から平成２７年１２月９日までの間，請求人は処分庁に対して保険料に関する相談を行っていないこと。

(6) 改正通知により，平成２０年４月１日から，これまで支給が認められていなかった保険料の支給が可能となったこと。

(7) 請求人は，平成２７年１２月９日付けで，平成１７年５月１日，平成１９年４月２６日，平成２１年４月２８日，平成２３年４月２６日，平成２５年４月１７日，平成２７年４月２１日に賃貸人に支払った保険料に係る保護変更申請書（一時扶助）を提出し（以下，この申請を「本件申請」という。），処分庁は，本件申請を平成２８年１月８日付けで却下としたこと。

２ 判断

(1) 法第９条は，「保護は，要保護者の年齢別，性別，健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して，有効且つ適切に行うものとする。」としている。

(2) 法第１４条は，住宅扶助は，困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して，左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」としている。

(3) 「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日付け社保第３４号厚生省社会局保護課長通知）（以下「課長通知」という。）について，改正通知により改正がなされ（以下「当該改正」という。），第７の問８８として，被保護者が賃借する住宅の契約更新時に必要となる火災保険料については，必要やむを得ない場合には認定して差し支えないものとされた。

(4) 「生活保護手帳別冊問答集２０１５」（以下「問答集」という。）問１３－２における（答）１扶助費追加支給の限度では，「本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については，収入申告と同様，受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし，また，一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当ではないので，最低生活費の遡及変更は２か月程度（発見月及びその前月分まで）と考えるべきであろう。（中略）生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」とされている。

(5) 上記(1)から(4)を踏まえ，本件処分について検討する。

本件申請においては，平成１７年５月１日及び平成１９年４月２６日に請求人が支払った保険料に係る分が含まれているが，(3)のとおり保護の実施機関が，契約更新時の火災保険料を支給することが可能となったのは，当該改正による平成２０年４月１日以降であることから，当該保険料は支給を要するものではない。

(6) 次に，平成２１年４月２８日，平成２３年４月２６日，平成２５年４月１７日及び平成２７年４月２８日に請求人が支払った保険料（以下「平成２１年以降の保険料」という。）に係る分について検討する。

平成２０年４月１日以降において，(3)のとおり保護の実施機関は，契約更新時の火災保険

料を支給することが可能となったが，本件処分において処分庁は，平成２１年以降の保険料に係る分を支給しない決定をし，その理由として，請求人から保険料に係る届出や申請がなかったため及び扶助費を遡及して支給できる期間は２か月程度とされているためと主張する。

本来処分庁は，「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日付け社発第２４６号厚生省社会局長通知）第１２の１（２）アにより，少なくとも１年に２回以上の家庭訪問を行い，保護を受ける者の生活状況等を把握し，自立の助長に向けた支援を行うべきところであるが，本件において処分庁は，平成２２年度，平成２３年度，平成２４年度及び平成２６年度においては，年１回しか家庭訪問を行っておらず，平成２８年４月２７日に当審査庁が実施した口頭意見陳述において，請求人の生活状況として請求人の代理人が述べた，保険料の支払いにより請求人が困窮している状況を十分に把握できず，当該改正についての説明を含めた生活改善に向けた適切な助言をする機会を逸することとなった可能性は否めない。結果として請求人は，平成１７年に保険料は支給対象とはならない旨の説明を受けた後，当該改正についての説明をされておらず，請求人が届出や申請を行わなかったことはやむを得なかったものと認められ，その責めを請求人に負わせることは酷にすぎるというべきである。また，処分庁がその根拠として主張する，問答集における，遡及限度を２か月とする規定については，被保護者の過失により申請や届出が遅れた場合の取扱いを述べているものであり，保護の実施機関における不適切な対応や過失によって，被保護者が申請を行う機会を失ったものにまで２か月を超えて遡及して支給できない根拠を与えるものではない。

更に処分庁は，本件申請がなされた時点において，処分庁による過失の状況やその結果として請求人の生活にどのような影響が生じているかを把握し，厚生労働大臣に報告した上で，遡及支給の可否を検討することも可能であったにも関わらず，本件においてそのような検討がなされたとは認められない。

(7)　よって，本件処分のうち請求人が平成２０年４月１日以降に支払った保険料に係る部分については，違法又は不当な処分といわざるを得ず，取消を免れないものであり，処分庁は，平成２１年以降の保険料の支給について，請求人の一時扶助申請が遅延した事情等を斟酌し，適切に支給の可否の検討を行うべきである。

第３　結論

以上のとおり，本件処分は不当な点が認められるので，行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）附則第３条の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第４０条第２項の規定により，主文のとおり裁決する。

平成２８年６月２４日

宮城県知事　村　井　嘉　浩

更　正　決　定

審査請求人　[redacted]

同代理人　[redacted]

処分庁　仙台市太白福祉事務所長

審査請求人[redacted]が平成２８年３月７日付けで提起した生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による一時扶助却下処分に係る審査請求について，平成２８年６月２４日に当審査庁が決定した裁決に誤りがあるので，次のとおり決定する。

主　文

上記裁決の第３中「第４０条第２項」とあるのを，「第４０条第３項」に更正する。

平成２８年　７月１３日

宮城県知事　村　井　嘉　浩　宮城県知事印